

白山市景観計画

手続の手引き

[千代尼通り安田町まちづくり重点地区]

平成 23 年 4 月

最終更新：令和 4 年 4 月

石川県白山市

目 次

1. 手続きの流れ ······	1
2. 千代尼通り安田町まちづくり重点地区の区域 ······	4
3. 届出等が必要な行為 ······	5
(1) 届出等対象行為 ······	5
(2) 届出等の対象外となる行為 ······	6
(3) 届出等対象行為の解説 ······	7
4. 景観形成基準の解説 ······	8
(1) 景観形成基準 ······	8
(2) 基準の解説 ······	11
5. 様式等 ······	13
(1) 様式 ······	13
(2) 添付図書 ······	13
(3) 提出部数 ······	14
6. お問い合わせ・事前相談先 ······	24

<改訂履歴>

- 2016(H28). 4. 1 電気通信事業法の改正に伴う届出対象工作物の変更 (P. 5)
- 2017(H29). 4. 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う号ずれの修正 (P. 9、P. 22)
- 2019(R1). 5. 1 改元に伴う様式変更 (P. 20)
- 2022(R4). 4. 1 押印廃止に伴う様式変更 (P. 15～18、P. 20)

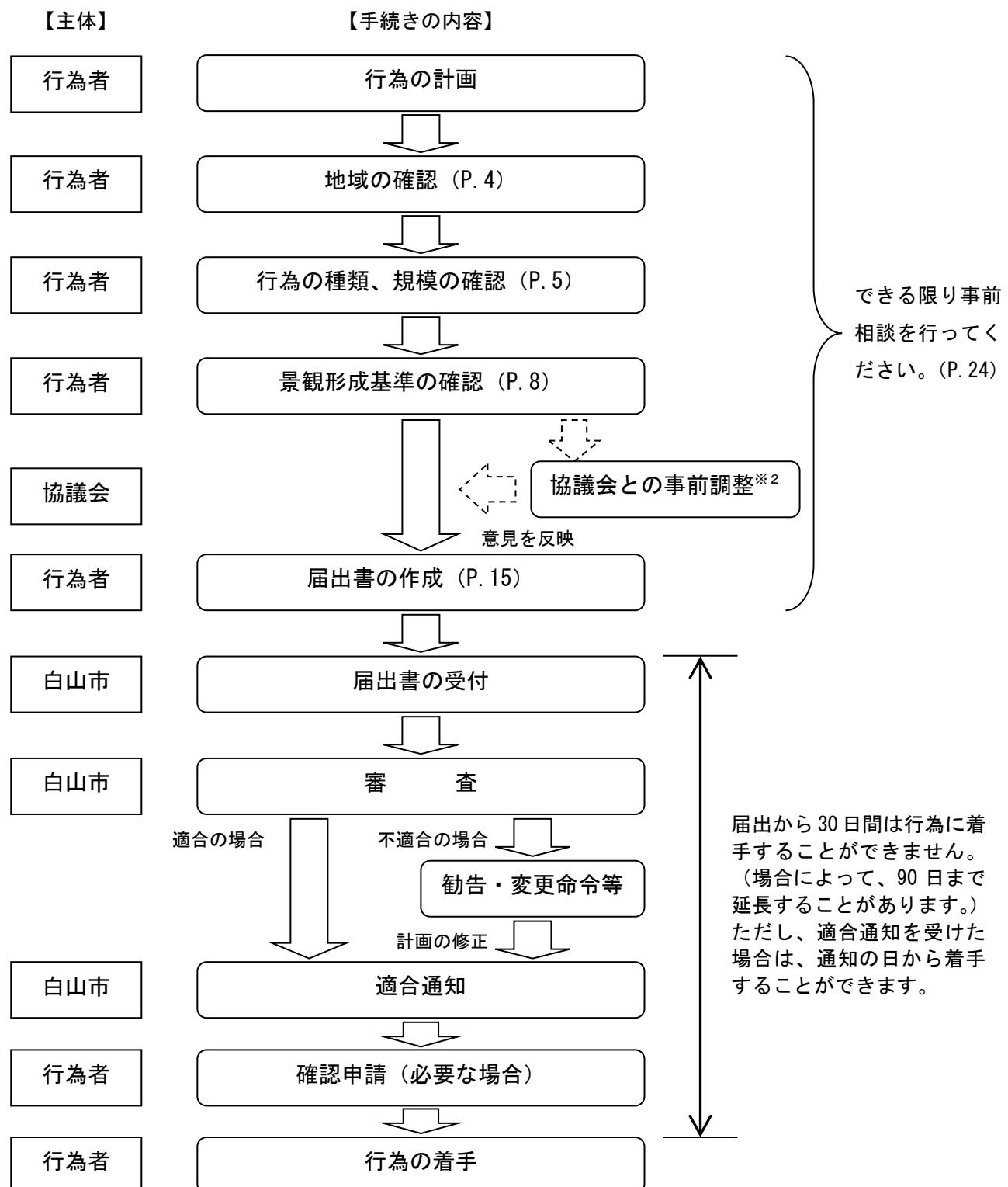
1

手続きの流れ

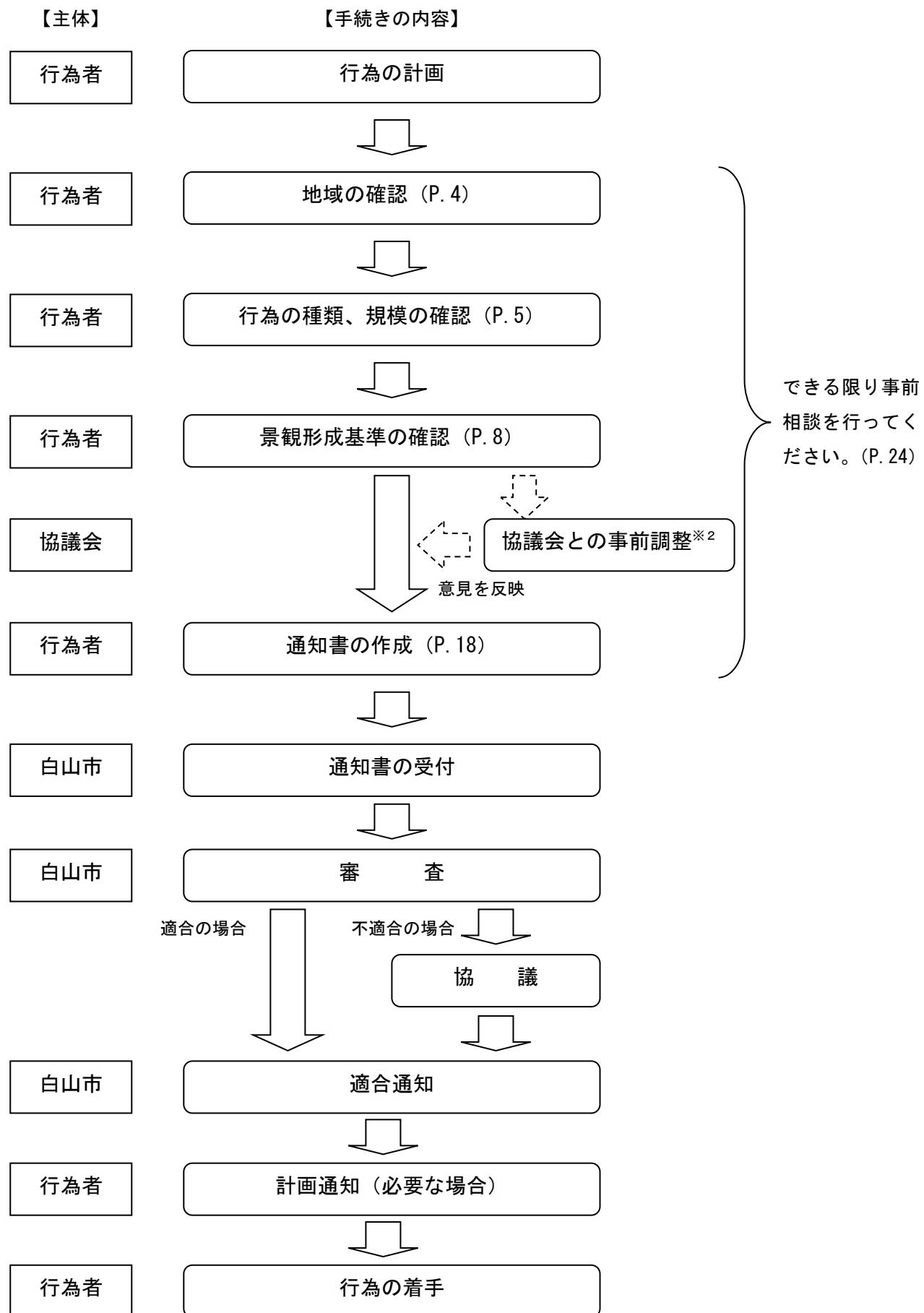
白山市景観計画の区域内では、地域に応じて、一定規模を超える行為をしようとする場合は、あらかじめ届出又は通知^{*1}（以下「届出等」という。）が必要です。

※1 国、県又は、その他市町が行為を行う場合は通知となります。

1) 届出の場合



2) 通知の場合（行為者が国又は石川県の場合）

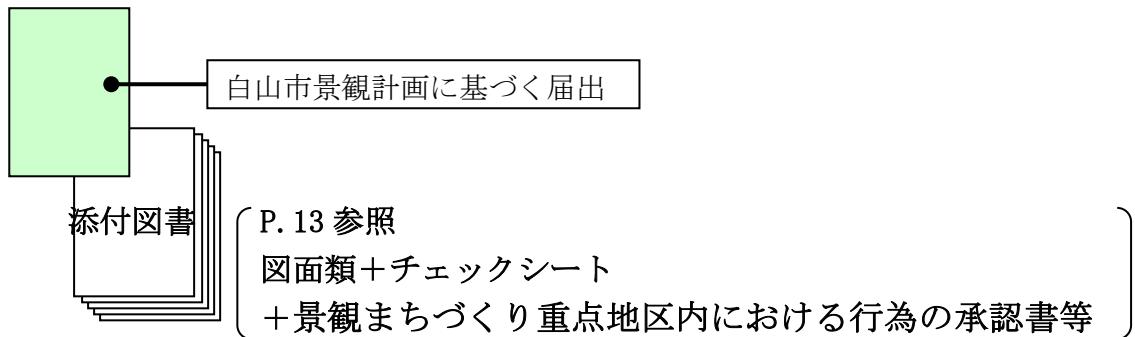


※2 協議会との事前調整：

重点地区内における行為については、事前に景観まちづくり協議会と事前調整が必要となります。

協議会に「景観まちづくり重点地区内における行為の承認申請書（別紙様式第1号）」と添付書類を提出し承認を得ていただきます。

3) 届出・申請等の申請イメージ



2

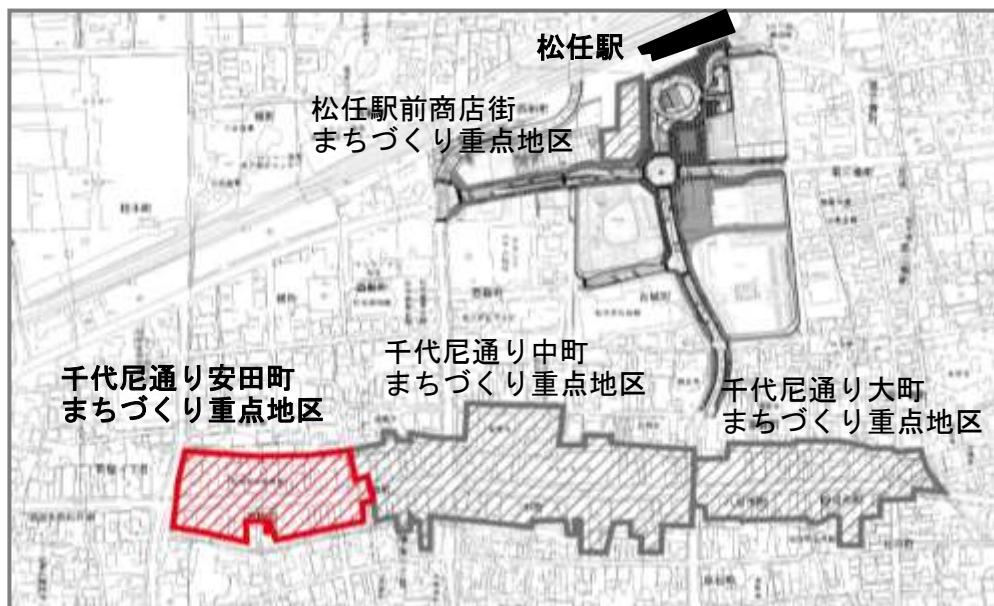
千代尼通り安田町まちづくり重点地区の区域

千代尼通り安田町まちづくり重点地区では、安心して快適に暮らし、憩い、調和のとれた魅力あるまちづくりを進め、住民や来訪者が快適に楽しみながら買い物ができる一体的な空間づくりをめざす地区として、住民が主体となり、地域の特性を生かした独自の基準を定めています。

対象区域は、下記の区域です。

【まちづくり重点地区区域図】

◆千代尼通り安田町まちづくり重点地区



※詳細の図面については、白山市担当課で閲覧できます。

まちづくり重点地区

住民自らが自分たちの住む地域の目標とするまちの将来像を描き、まちづくりのルールを決め、快適な生活環境を推進する地区を「まちづくり重点地区」として位置付けます。

3

届出等が必要な行為

(1) 届出等対象行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出等が必要となります。

行為の種類	届出等対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更（建築物の建築等）	すべて
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更※（工作物の建設等）	すべて
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）	開発面積が 1,500 m ² を超えるもの

※工作物が建築物と一体となって設置される場合、地盤面からの合計高さを規定高さとする。

新築（新設）：敷地に建築物等を新たに造る工事
増築：建築物等の床面積又は高さを増加させる工事
改築：建築物等の全部又は一部を除却し、用途・規模・構造の著しく異なるものを造る工事
移転：同一敷地内において、既存建築物等を移動する工事
修繕：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法・材料により行われる工事
模様替：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法によるが、異なる材料により行われる工事

【届出等の対象となる工作物】

- ① 煙突
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお、架空電線路用、電気事業者の保安通信設備用除く）
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ 擁壁
- ⑥ 乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの
- ⑦ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑧ メリーゴーランド、観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑨ コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ⑩ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- ⑪ 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他処理施設
- ⑫ 築造面積が 300 m²を超える自動車車庫の用に供する立体的な駐車施設
- ⑬ 門、塀その他これらに類するもの

注：道路附帯施設（道路標識、街路灯など）は、工作物に含まれません。

(2) 届出等の対象外となる行為

(1) に掲げる行為のうち、以下のいずれかに該当するものは届出等の対象外となります。

1) 次の表に掲げる行為

行 為 の 種 類	根拠条項※
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	政令第8条第1項第1号
仮設の工作物の建設等	政令第8条第1項第2号
法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	政令第8条第1項第4号イ
仮設の建築物の建築等	条例第12条第4項第1号
建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10m ² 以下のもの	規則第6条第3項第1号
建築物等の外観が変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10 m ² 以下のもの	規則第6条第3項第2号
工作物の新設、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが、1.5m以下のもの	規則第6条第3項第3号

※ 法 : 景観法

政令 : 景観法施行令

条例 : 白山市景観条例

規則 : 白山市景観条例施行規則

2) 次の法令等による許可等を受けて行う行為

法令等	行 為 の 種 類	根拠条項※
自然公園法	国立公園内における公園事業の認可	規則第6条第1項第1号
	国立公園内の特別地域、特別保護地区における行為の許可	
	上記地域・地区において国等が行う行為の協議	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例	自然環境保全地域の特別地域における行為の許可	規則第6条第1項第2号
	上記地域において国等が行う行為の協議	
	県立自然公園内における公園事業の認可	
文化財保護法	重要文化財の現状変更等の行為の許可	政令第10条第1項第3号
	重要有形民俗文化財の現状変更等の行為の届出	
	史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可	
	関係省庁の所管する重要有形民俗文化財等の現状変更等の行為の通知	
	関係省庁の所管する重要文化財等の現状変更等の行為の同意	
	重要文化財の修理の届出	規則第6条第1項第3号
	史跡名勝天然記念物の修復の届出	
	重要文化的景観の現状変更等の行為に係る届出	

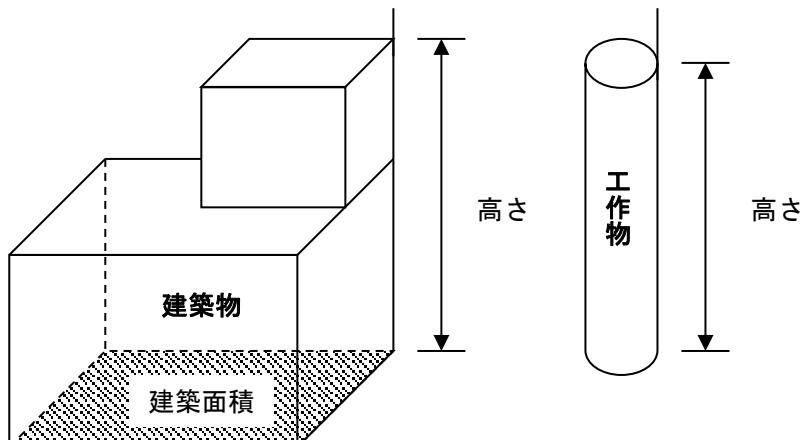
法令等	行 為 の 種 類	根拠条項※
石川県文化財保護条例	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可	規則第6条第1項第4号
	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の修理の届出	
白山市文化財保護条例	市指定有形文化財及び市指定記念物の復旧、修理又は保全の届出	規則第6条第1項第5号
	市指定有形文化財及び市指定記念物の現状変更の行為許可	
白山市伝統的建造物群保存地区保存条例	保存地区内における建築物等の新築、増築、改築、外観の変更等の行為許可	規則第6条第1項第6号
屋外広告物	屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例に適合する屋外広告物の表示等	政令第10条第1項第4号

3) 次に掲げる行為

- ・非常災害のための必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（政令第8条第4号イ）
- ・その他景観法第16条第7項に掲げる行為

(3) 届出等対象行為の解説

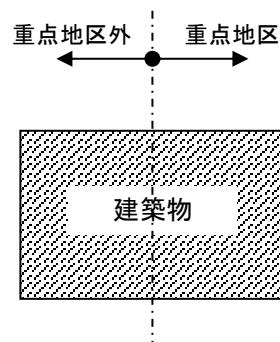
■ 建築物等の面積及び高さ



※高さは、地盤面から搭屋等を含む最高部まで(ただし、避雷針等軽微なものを除く)

■ 行為が複数の区域にまたがる場合（建築物の場合）

行為が重点地域の内外にわたる場合は、すべての建築物が届出の対象となります。ただし、景観形成基準はそれぞれの地域の基準が適用となります。



4

景観形成基準の解説

建築物の建築等の行為が周辺の景観と調和するよう、景観形成基準を次のとおり定めます。

(1) 景観形成基準

【千代尼通り安田町】 (まちづくり景観形成基準)

項目		住み良いまちづくりを推進するために必要な事項
土地利用及び建築物等に関する事項		
高さの制限		<ul style="list-style-type: none">建築物の最高高さは、敷地地盤面より 31m以下とする。
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等	<ul style="list-style-type: none">(1) 建物の外観（ファサード）は落ち着いた色調を基調とし、品位やグレード感のある街並みの演出に配慮する。(2) 屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機、オイルタンク）等は、設置位置や目隠しなどを工夫し、景観に配慮する。

【千代尼通り安田町】 (景観法に基づかないその他の基準)

項目	その他の基準
独自性ある活動	<p>千代尼通り全体で掲げた目標や方針を実現するための事項を遵守するとともに、本地区まちづくり計画に定められた次の内容に基づき、魅力あるまちづくり・商店街づくりのための活動を行う。</p> <p>(1) 活力と魅力あふれる個店からの賑わいづくり 安田町商店街は、製造小売の店舗が多いという特長を活かし、個性豊かで地域生産物を使用した魅力ある商品提供と、お客様とのふれあいを大切にし、常に情報収集と研鑽に努める。</p> <p>(2) ソフト事業の指針 商店街が果たすべき役割を見つめなおし、地域住民のための商店街の存在価値を再構築して活性化を図るために、季節を通じた独自のイベント（稲荷まつり）の開催、独自の情報通信ネットワーク（きつねっと）を利用した商店街情報や地域情報の発信により地域貢献する。</p> <p>(3) ハード事業の指針 市街地活性化の役割を認識し、特に高齢者に配慮したバリアフリーのまちの実現、自然との共生・季節感のある回遊空間の創出、照明（街路灯）や一定区間ごとのベンチ設置などを推進する。</p> <p>(4) 安全で安心なまちづくり 防犯隊や自衛消防隊を組織し、これらに対する意識を高め、住民に対して啓蒙活動や訓練などさまざまな備えを図ることで、住民等が安全に安心して暮らせるまちづくりを目指す。</p>

項目		その他の基準
土地利用及び建築物等に関する事項		
用途の制限		<ul style="list-style-type: none"> ● 次に掲げる建築物等を建築若しくは営業してはならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第2号に定める低照度飲食店及び第3号に定める区画飲食店に類する「風俗営業」、第2条第6項「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」 (2) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) 建築基準法別表第2(ほ)項第3号に規定するカラオケボックスその他これらに類するもの（コンテナ形式） (4) 倉庫業を営む倉庫 (5) 畜舎
周辺に対する配慮		<ul style="list-style-type: none"> ● 過度な騒音やにおい、日照の阻害、通行の危険、廃棄物等により、周辺の住民等の迷惑とならないよう十分に配慮する。
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物出入口及び店内等は、バリアフリーに努める。
	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外広告物は法令等を遵守したうえで自家広告のみとし、地域の景観に配慮した素材やデザインで、建物、店舗や街並みとの調和、品位やグレード感等に配慮する。
土地及び建築物等に関する規定		<ul style="list-style-type: none"> ● 本地区における土地及び建物利用について、良好なまちづくりを推進するため、住民等は次に掲げる事項に努める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建物の改装、改築を行う場合は事前に千代尼通り安田町地区まちづくり協議会（以下「協議会」という）の了承を得る。 (2) 建物を除去または空き家・空店舗とする場合、地権者は行為着手の前までに協議会に届け出、今後の活用策等を協議する。 (3) 新規に出店する場合は、協議会の了承を得る。 (4) 個店を建替えする場合、個店駐車場・駐輪場の確保に努める。 (5) 車両乗入部を新設する場合は、法令等を遵守したうえで歩道地盤の強度を確保しなければならない。 (6) 個店の来店客用駐車場を本地区において相互利用できるように努める。
歩道上の庇に関する規定		<ul style="list-style-type: none"> ● 歩道上の庇の設置については、品位やグレード感のある統一的街並みの演出及び来街者の雨除け、商品の劣化防止の日除け等のため、次に掲げる事項を遵守のうえ、設置に努める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 庇は、歩道上より最低高さ2.5m以上、出幅1.5m以内で、構造は伸縮格納ができる可動式のものとし、加えて意匠に留意し、街並み景観を損なうことのないものとする。 (2) 庇の前垂れ部分には、個店及び商店街の魅力をPRするため協議会の了承を得た大きさ、色彩、デザインの店名ロゴ等を施すことができるものとする。 (3) 本地区仕様の詳細については別に定める。
地区施設利用に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> ● 本地区における共有・共同施設については住民等が積極的に日常の維持・管理に努める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 共有・共同施設とは、事務所、緑地、共同駐車場等の共有施設及び街具、街路灯、標識、庇等の付属物をいう。 (2) 日常の維持・管理とは、清掃、除草、水遣り、除雪等をいう。 (3) 自家工事等により、歩道や共同施設を破損した場合はすみやかに修繕の措置をとる。

項目		その他の基準
その他事項	相互協力	<p>(1) 本地区の住民等は、お互い協力してまちづくりの推進に努める。</p> <p>(2) 本地区の住民等は、町内会、安田町商店街協同組合等に積極的に加入、参加し活動に努める。</p>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> • 本地区が美しく、安全な空間であり続けるよう、住民等は次に掲げる事項に努める。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 歩道上に公共設置物以外の設置物を一時置く場合は、法令に基づく手続きを取ったうえで、通行や視界の確保、景観等に十分に配慮する。 (2) 自店客の自転車の整理には十分配慮し、指定場所等以外に自転車を放置しないよう管理に努める。 (3) 定期的に本地区的美化清掃に努める。 (4) 積雪時は、歩道の安全な通行の確保に努める。

(2) 基準の解説

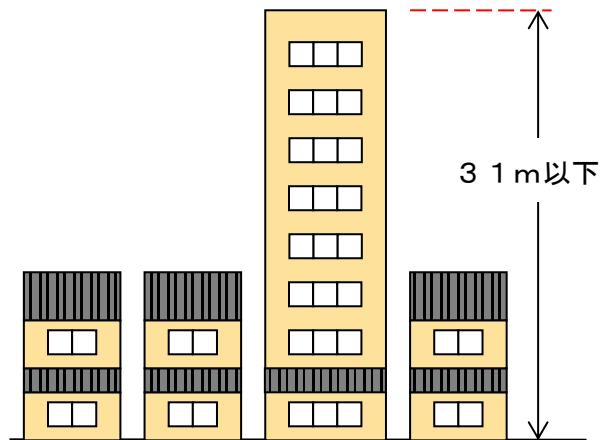
1) まちづくり景観形成基準

①高さの制限

建築物の最高高さは、敷地地盤面より31m以下とする。

【解説】

本地区は、建築物の高さの制限が無い地区となっています。しかしながら、高層建築物の立地は、地域の景観を大きく変えてしまうことがあります。そのため、周辺地域の高層建築物の高さを超えない高さ(31m以下)とし、周辺の建築物との調和を損なわないようにしています。

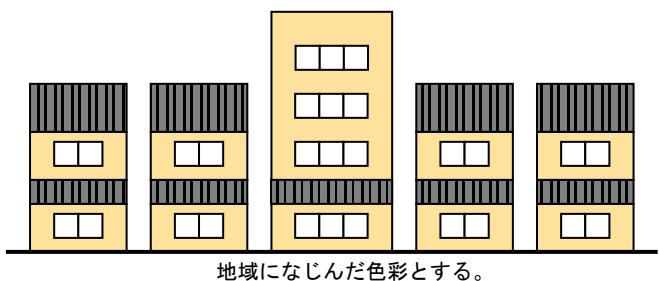


②建築物等の形態又は意匠の制限

建物の外観(ファサード)は落ち着いた色調を基調とし、品位やグレード感のある街並みの演出に配慮する。

【解説】

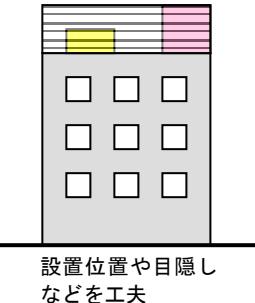
鮮やかな色彩を用いると落ち着きのない街並みとなる場合があります。そのため、地域になじんだ色彩を用いて、品位やグレード感のある街並みの演出に配慮が必要です。



屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機、オイルタンク）等は、設置位置や目隠しなどを工夫し、景観に配慮する。

【解説】

屋外に建築設備等は、ルーバーを設けたり、建築物の中に設置するなどを工夫し、配慮が必要です。



設置位置や目隠しなどを工夫

◆まちづくり重点地区（千代尼通り安田町）



建築物の高さは敷地地盤面より 31m 以下

建築物等の外観は落ち着いた色調を基本とし、まちなみの演出に配慮

屋外建築設備等は、位置や目隠しなどを工夫し、景観に配慮

自家広告のみの設置を基本

(1) 様式

- ・景観計画区域内における行為の届出書（市規則別記様式第1号）・・・・・・P.15
- ・景観計画区域内における行為の変更届出書（市規則別記様式第2号）・・・・P.17
- ・景観計画区域内における行為の通知書（市規則別記様式第3号）・・・・・・P.18
- ・景観まちづくり重点地区内における行為の承認申請書（別紙様式第1号）・P.20
- ・チェックシート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.21

(2) 添付図書

行為の種類	図 書		
	種類	記載内容	備考
建築物の建築等 工作物の建設等	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況等	
	周辺見取図	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	縮尺 2500分の1以上
	配置図	1. 方位 2. 敷地・建築物等の形状及び寸法（求積図） 3. 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 4. 隣接する道路の位置及び幅員 5. 植栽の位置、種類、高さ及び本数 6. 外構施設の位置、材料及び面積 7. 現況写真の撮影位置及び方向	縮尺 100分の1以上
	立面図	1. 各面の方位及び寸法（外観面積） 2. 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 3. 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩	彩色及びマンセル値を表示 縮尺 50分の1以上
	現況写真等	1. 行為の場所及びその周辺の状況 2. 行為後の状況（イメージパース等）	カラー写真等
	その他図書	1. 景観まちづくり重点地区内における行為の承認書の写し 2. 参考となる事項	

※定められた縮尺で適切に表示できない場合は、規模に応じた縮尺としてください。

行為の種類	図 書		
	種類	記載内容	備考
開発行為 (都市計画法 第4条第12項)	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況等	
	周辺見取図	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	縮尺 2500分の1以上
	現況図	1. 方位 2. 行為の区域 3. 周辺の土地利用の現況及び地形 4. 隣接する道路の位置及び幅員 5. 断面図に係る断面の位置及び方向 6. 現況写真の撮影位置及び方向	縮尺 2500分の1以上
	土地利用計画図	1. 方位 2. 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 3. 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 4. 行為中の遮蔽物の位置、種類、構造及び規模	縮尺 2500分の1以上
	断面図	行為の前後における行為の場所の縦断面及び横断面	縮尺 1000分の1以上
	現況写真等	1. 行為の場所及びその周辺の状況 2. 行為後の状況	カラー写真等
	その他図書	1. 景観まちづくり重点地区内における行為の承認書の写し 2. 参考となる事項	

※定められた縮尺で適切に表示できない場合は、規模に応じた縮尺としてください。

(3) 提出部数

正本、副本各1部

※行為者に適合通知書をお渡しする際、適合通知書に副本を添付してお渡します。

様式第1号（第5条関係）

(表)

景観計画区域内における行為の届出書

年　月　日

(宛先) 白山市長

届出者 住 所

氏 名

電話番号

景観法第16条第1項の規定により関係図書を添えて届け出ます。

1 行為の場所		地名及び地番	白山市			
		地域の別	<input type="checkbox"/> 重要地域 (<input type="checkbox"/> 特別地域) () <input type="checkbox"/> 重点地区 ()			
2 届出対象行為の種類及び設計又は施行方法	(1)建築物の建築等	内 容	新築・増築・改築・移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）			
		用 途				
		区 分	届出部分	既存部分	合 計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		延べ面積	m ²	m ²	m ²	
		外観面積	m ²	m ²	m ²	
		高 さ	m	m	m	
		色 彩	外 観	色相 () ／明度 () ／彩度 ()		
			屋 根	色相 () ／明度 () ／彩度 ()		
許可等を取得する他法令の名称						
		内 容	新設・増築・改築・移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）			
		種 類				
		区 分	届出部分	既存部分	合 計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		高 さ	m	m	m	
		色 彩	色相 () ／明度 () ／彩度 ()			
		許可等を取得する他法令の名称				
(3)開発行為		開 発 面 積	擁壁又は法面の高さ及び長さ			
			m ²	高さ	m	長さ m
		許可等を取得する他法令の名称				

(裏)

3 その他の参考事項				
4 景観形成のために特に配慮した事項				
5 行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
6 届出内容の照会先	住 所			
	氏 名		電話	() -
※受付欄				
※ 処理年月日	景観形成基準 適合通知	勧 告	公 表	変更命令
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

備考

- 1 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入してください。
- 2 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- 3 ※欄は、記入しないでください。

様式第2号（第5条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年　月　日

(宛先) 白山市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

景観法第16条第2項の規定により関係図書を添えて届け出ます。

1 景観計画区域内における行為の届出書受付番号		年　月　日　第　　号		
2 行為の場所		地名及び地番	白山市	
		地域の別	<input type="checkbox"/> 重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（　　） <input type="checkbox"/> 重点地区（　　）	
3 設計又は施行方法の変更の概要		変更前	変更後	
4 変更理由				
※受付欄				
※ 処理年月日	景観形成基準 適合通知	勧告	公表	変更命令
	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日

備考

- 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入してください。
- 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- ※欄は、記入しないでください。

様式第3号（第5条関係）

(表)

景観計画区域内における行為の通知書

年　月　日

(宛先) 白山市長

通知者 住 所

氏 名

電話番号

白山市景観条例第12条第2項後段の規定により関係図書を添えて通知します。

1 行為の場所		地名及び地番	白山市			
		地域の別	<input type="checkbox"/> 重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（ <input type="checkbox"/> 重点地区（ ））			
2 通知対象行為の種類及び設計又は施行方法	(1)建築物の建築等	内 容	新築・増築・改築・移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）			
		用 途				
		区 分	届出部分	既存部分	合 計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		延べ面積	m ²	m ²	m ²	
		外観面積	m ²	m ²	m ²	
		高 さ	m	m	m	
		色 彩	外 観	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）		
			屋 根	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）		
許可等を取得する他法令の名称						
(2)工作物の建設等		内 容	新設・増築・改築・移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）			
		種 類				
		区 分	通知部分	既存部分	合 計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		高 さ	m	m	m	
		色 彩	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）			
		許可等を取得する他法令の名称				
(3)開発行為		開 発 面 積	擁壁又は法面の高さ及び長さ			
			m ²	高さ m	長さ m	
		許可等を取得する他法令の名称				

(裏)

3 その他の参考事項					
4 景観形成のために特に配慮した事項					
5 行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
6 通知内容の照会先	住 所				
	氏 名		電話	()	—
※受付欄					

備考

- 1 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

景観まちづくり重点地区内における行為の承認申請書

令和 年 月 日

(景観まちづくり協議会名)

千代尼通り安田町地区まちづくり協議会
会長 様

(行為者) 住 所

氏 名

私が計画しています下記の行為が、貴 千代尼通り安田町地区まちづくり
協議会の計画内容に適合しているか審査していただきたく行為の承認を
申請します。

1 行為の場所 白山市

2 行為着手予定年月日 令和 年 月 日

3 行為完了予定年月日 令和 年 月 日

4 行為の内容 (内容を具体的に記入)

5 添付書類 計画平面図、計画立面図、チェックシート他

景観形成基準チェックシート（建築物・工作物）

届出者	
行為の場所	
周辺景観の特性	

【千代尼通り安田町】（まちづくり景観形成基準）

項目	住み良いまちづくりを推進するために必要な事項		配慮・措置の内容	※適否
土地利用及び建築物等に関する事項				
高さの制限		• 建築物の最高高さは、敷地地盤面より 31m 以下とする。		
又は意匠等の制限	建築物等	(1) 建物の外観(ファサード)は落ち着いた色調を基調とし、品位やグレード感のある街並みの演出に配慮する。 (2) 屋外に設ける建築設備(空調機器の室外機、オイルタンク)等は、設置位置や目隠しなどを工夫し、景観に配慮する。		

【千代尼通り安田町】（景観法に基づかないその他の基準）

項目	その他の基準	配慮・措置の内容	※適否
	千代尼通り全体で掲げた目標や方針を実現するための事項を遵守するとともに、本地区まちづくり計画に定められた次の内容に基づき、魅力あるまちづくり・商店街づくりのための活動を行う。		
独自性ある活動	(5) 活力と魅力あふれる個店からの賑わいづくり 安田町商店街は、製造小売の店舗が多いという特長を活かし、個性豊かで地域生産物を使用した魅力ある商品提供と、お客様とのふれあいを大切にし、常に情報収集と研鑽に努める。		
	(6) ソフト事業の指針 商店街が果たすべき役割を見つめなおし、地域住民のための商店街の存在価値を再構築して活性化を図るために、季節を通じた独自のイベント(稻荷まつり)の開催、独自の情報通信ネットワーク(きつねっと)を利用した商店街情報や地域情報の発信により地域貢献する。		
	(7) ハード事業の指針 市街地活性化の役割を認識し、特に高齢者に配慮したバリアフリーのまちの実現、自然との共生・季節感のある回遊空間の創出、照明(街路灯)や一定区間ごとのベンチ設置などを推進する。		
	(8) 安全で安心なまちづくり 防犯隊や自衛消防隊を組織し、これらに対する意識を高め、住民に対して啓蒙活動や訓練などさまざまな備えを図ることで、住民等が安全に安心して暮らせるまちづくりを目指す。		

項目	その他の基準	配慮・措置の内容	※適否					
土地利用及び建築物等に関する事項								
用途の制限	<ul style="list-style-type: none"> • 次に掲げる建築物等を建築若しくは営業してはならない。 <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第2号に定める低照度飲食店及び第3号に定める区画飲食店に類する「風俗営業」、第2条第6項「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」</p> <p>(2) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 建築基準法別表第2(ほ)項第3号に規定するカラオケボックスその他これらに類するもの(コンテナ形式)</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(5) 畜舎</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> • 過度な騒音やにおい、日照の阻害、通行の危険、廃棄物等により、周辺の住民等の迷惑とならないよう十分に配慮する。 							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">又は 建築 物等 の 意匠 の 制限 形態</td><td style="width: 10%;">建築 物等</td><td>• 建物出入口及び店内等は、バリアフリーに努める。</td></tr> <tr> <td></td><td>屋外 広告 物等</td><td>• 屋外広告物は法令等を遵守したうえで自家広告のみとし、地域の景観に配慮した素材やデザインで、建物、店舗や街並みとの調和、品位やグレード感等に配慮する。</td></tr> </table>	又は 建築 物等 の 意匠 の 制限 形態	建築 物等	• 建物出入口及び店内等は、バリアフリーに努める。		屋外 広告 物等	• 屋外広告物は法令等を遵守したうえで自家広告のみとし、地域の景観に配慮した素材やデザインで、建物、店舗や街並みとの調和、品位やグレード感等に配慮する。	
又は 建築 物等 の 意匠 の 制限 形態	建築 物等	• 建物出入口及び店内等は、バリアフリーに努める。						
	屋外 広告 物等	• 屋外広告物は法令等を遵守したうえで自家広告のみとし、地域の景観に配慮した素材やデザインで、建物、店舗や街並みとの調和、品位やグレード感等に配慮する。						
<ul style="list-style-type: none"> • 本地区における土地及び建物利用について、良好なまちづくりを推進するため、住民等は次に掲げる事項に努める。 								
<p>(7) 建物の改裝、改築を行う場合は事前に千代尼通り安田町地区まちづくり協議会（以下「協議会」という）の了承を得る。</p> <p>(8) 建物を除去または空き家・空店舗とする場合、地権者は行為着手の前までに協議会に届け出、今後の活用策等を協議する。</p> <p>(9) 新規に出店する場合は、協議会の了承を得る。</p> <p>(10) 個店を建替えする場合、個店駐車場・駐輪場の確保に努める。</p> <p>(11) 車両乗入部を新設する場合は、法令等を遵守したうえで歩道地盤の強度を確保しなければならない。</p> <p>(12) 個店の来店客用駐車場を本地区において相互利用できるように努める。</p>								
土地及び建築物等に関する規定								

項目	その他の基準	配慮・措置の内容	※適否
土地利用及び建築物等に関する事項			
歩道上の庇に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> 歩道上の庇の設置については、品位やグレード感のある統一的街並みの演出及び来街者の雨除け、商品の劣化防止の日除け等のため、次に掲げる事項を遵守のうえ、設置に努める。 		
	(1) 庇は、歩道上より最低高さ2.5m以上、出幅1.5m以内で、構造は伸縮格納ができる可動式のものとし、加えて意匠に留意し、街並み景観を損なうことのないものとする。		
	(2) 庇の前垂れ部分には、個店及び商店街の魅力をPRするため協議会の了承を得た大きさ、色彩、デザインの店名ロゴ等を施すことができるものとする。		
	(3) 本地区仕様の詳細については別に定める。		
地区施設利用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 本地区における共有・共同施設については住民等が積極的に日常の維持・管理に努める。 		
	(1) 共有・共同施設とは、事務所、緑地、共同駐車場等の共有施設及び街具、街路灯、標識、庇等の付属物をいう。		
	(2) 日常の維持・管理とは、清掃、除草、水遣り、除雪等をいう。		
	(3) 自家工事等により、歩道や共同施設を破損した場合はすみやかに修繕の措置をとる。		
相互協力	(1) 本地区の住民等は、お互い協力してまちづくりの推進に努める。		
	(2) 本地区の住民等は、町内会、安田町商店街協同組合等に積極的に加入、参加し活動に努める。		
その他事項	<ul style="list-style-type: none"> 本地区が美しく、安全な空間であり続けるよう、住民等は次に掲げる事項に努める。 		
	(1) 歩道上に公共設置物以外の設置物を一時置く場合は、法令に基づく手続きを取ったうえで、通行や視界の確保、景観等に十分に配慮する。		
	(2) 自店客の自転車の整理には十分配慮し、指定場所等以外に自転車を放置しないよう管理に努める。		
	(3) 定期的に本地区の美化清掃に努める。		
	(4) 積雪時は、歩道の安全な通行の確保に努める。		

備 考

- 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
- ※欄は記入しないでください。

6

お問い合わせ・事前相談先

届出等に関するお問い合わせ、事前相談は下記にお願いします。

■計画に関するお問い合わせ、事前相談

担当課	白山市建設部都市計画課
所在地	〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地
電話番号	076-274-9558
FAX番号	076-274-4188
電子メール	keikaku@city.hakusan.lg.jp